

令和6年度補助金支援事業及び学校給食用一般物資補助支援事業実施要項

I 趣 旨

公益財団法人熊本県学校給食会の普及充実事業で、県下の各学校等で食育の一環として実施される調理講習会及び（親子）料理教室等に対し、補助金支援事業及び学校給食用一般物資補助支援事業を行い、児童生徒を対象にした食育支援を目的とする。

II 事 業

1 補助金支援事業

(1) 対 象

学校・調理場等に勤務する栄養教諭・学校栄養職員等が講師として関わる、校内及び地域での調理講習会または（親子）料理教室等

(2) 申請及び補助金の決定

①実施期間

令和7年2月末日まで

②申請方法

主催する責任者名（所属長）で開催日3週間前までに申請書（様式1）を送付すること。

※他から補助金等が支給される調理講習会や（親子）料理教室の場合は、本事業（補助金支援事業）は利用できない。

③決 定

申請内容を事務局で精査し、理事長決裁で補助金額を決定し、決定金額を申請者へ通知する。

ただし、原則1人あたり400円、講習会1回あたり10,000円を上限額とする。

また、決定金額が事業の予算額（10万円）に達し次第、当年度の事業を終了する。

④報 告

主催した責任者名で報告すること。（様式3）

ただし、支払領収書及び当日使用された資料（レシピ等）を添付すること。

⑤交 付

申請者から出された補助金請求書（様式4）により1ヶ月以内に交付する。

2 一般物資補助支援事業

(1) 対象

学校・調理場等に勤務する栄養教諭・学校栄養職員等が講師として関わる、校内及び地域での調理講習会または（親子）料理教室等

(2) 申請及び一般物資補助支援の決定

①実施期間

令和7年2月末日まで

②申請方法

主催する責任者名（所属長）で開催日3週間前までに申請書（様式2）及び当日の資料（レシピ等）を送付すること。

なお、原則として、夏期休業期間中など配送業務がない場合は、配送を行わない（事前に配送し、学校・調理場で保管することで対応をお願いします）。

③条件

原則として、1回の調理講習会（料理教室）の物資供給上限額は10,000円とする。ただし、他から補助金等が支給される調理講習会や料理教室の場合は、本事業（一般物資補助支援事業）は利用できない。

また、補助を行う一般物資は、在庫があるものに限る。

さらに、決定金額が事業の予算額（20万円）に達し次第、当年度の事業を終了する。

④決定

申請内容を事務局で精査し、理事長決裁で補助一般物資を決定し、申請者へ通知する。

決定物資の配送は、開催日に近い通常配送時に行う。

Ⅲ その他

(1) 申請書用紙について

本会のホームページに掲載していますので、ダウンロードをお願いします。

※連絡をいただければ申請書用紙を送付いたします。

(2) お問い合わせ

① 公益財団法人熊本県学校給食会(総務課)

TEL:096-357-1212 FAX:096-357-1216

② ホームページURL

<https://kuma-kenkyu.or.jp/>